

秋田県条例第四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）の一部を次のように改正する。
附則第三十一項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附 則

この条例は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。